

自然科学教育部における学位論文の予備検討に関する申合せ（課程博士）

平成30年4月13日
教育部教授会決定

- 1 本教育部に在学する者で、学位論文の審査を希望するものは、その申請に先立ち、研究指導委員会による学位論文の予備検討（総合理解力試験を含む。以下「予備検討」という。）を受けなければならない。
- 2 予備検討を願い出る者は、次の書類を研究指導委員会に提出しなければならない。
 - （1）学位論文予備検討願（別紙様式1） 1部
 - （2）学位論文の草稿 3部
 - （3）学位論文要旨の草稿（別紙様式2） 3部
 - （4）論文目録（別紙様式3） 1部
 - （5）その他参考論文等 各1部
- 3 研究指導委員会は、提出された学位論文の草稿等及び授与するに当たって付記する専攻分野の名称について検討指導するものとする。
- 4 研究指導委員会は、予備検討終了後、その結果（別紙様式）をコース会議又は教育プログラム会議に報告するものとする。
- 5 コース会議又は教育プログラム会議は、予備検討終了者ごとに、学位論文審査委員候補者（主査委員候補者を含む。）3名以上を選出し、学位論文審査委員候補者名簿（別紙様式4）を教授会に提出するものとする。

附 則

この申合せは、平成30年4月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。